

府食第341号
令和7年5月13日

食品安全委員会委員長 山本 茂貴 殿

研究・調査企画会議事前・中間評価部会
座長 祖父江 友孝

令和7年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、令和7年4月21日に開催した令和7年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第1回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和7年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

令和7年4月
研究・調査企画会議
事前・中間評価部会

令和7年度食品安全確保総合調査課題(案)

<調査課題名>

ビスフェノール A に係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理のための情報収集システムに関する調査実証事業

<調査の概要>

ビスフェノール A (BPA) は、電気機器等に用いられるポリカーボネートや金属の防蝕塗装等に使用されるエポキシ樹脂の原料である。平成 20 年に厚生労働省から食品健康影響評価 (以下「リスク評価」という。) が要請された器具・容器包装に係るビスフェノール A (BPA) については、平成 22 年 7 月 7 日の第 13 回器具・容器包装専門調査会において、生殖発生毒性等に関するワーキンググループから「ビスフェノール A (BPA) に関する健康影響について 中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」という。) が報告された。この報告では、中間とりまとめ時点での知見からは耐容一日摂取量 (TDI) を設定することは困難であり、今後、低用量影響に関する新たな科学的知見が得られた時点で最終的な評価をとりまとめることとされた。これを受け、食品安全委員会は、平成 25 年度及び令和元年度の食品安全確保総合調査「ビスフェノール A の食品健康影響評価に関する評価手法の調査及び情報収集・分析」及び「食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A に係る評価手法及び科学的知見 (体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等) に関する調査」にて、平成 22~25 年及び平成 25~令和元年に公表された文献等を対象に調査を実施し、その結果を BPA のリスク評価の再開に向けた基礎資料として活用しているところである。

今般、米国医薬品庁/国立毒性研究センターは、BPA の低用量影響の検証を含むラット 2 年間慢性毒性試験 (CLARITY-BPA Program) の最終報告書を 2021 年に公表し、欧州食品安全機関 (EFSA) 及びドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) は 2023 年、英国毒性委員会 (COT) は 2024 年に評価結果を公表している。

このように、BPA についてリスク評価の進展がみられている状況にあることから、国際機関、各国政府機関等 (以下「国際機関等」という。) の評価手法に関する情報及び中間とりまとめ以降に公表された低用量影響に関する科学的知見 (体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等) を収集・整理し、BPA のリスク評価の再開に向けた基礎資料を得るための調査が予定されており、「ビスフェノール A に係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」として 4 月 1 日に公告された。この調査による各種情報の収集及び整理を実施した以後も、将来的な再評価等の検討に際して食品安全の確保に関する海外情報を継続的に収集することが必要である。

食品安全に関する情報は、近年、通常のリスク管理・評価等に関する情報に加えて、これまでの既成概念を超える食品や食品接触材が開発・提案されるなど新たな食品安全リスクの出現により、日々世界各国から発信される情報の範囲・量が益々拡大していることから、収集、翻訳及び要約、データ蓄積を自動的に行うシステムを構築することにより評価等に資する情報を効率的かつ体系的に収集することが必要である。そのため、海外情報の収集を継続的かつ効率的に行い、評価等に資する情報を円滑に提供するための、自動的な収集、翻訳及び要約、データ蓄積のシステムを構築することとし、このシステムの構成及び運用方法、業務構造の設計を含めた業務システムの構築、実証を行い、情報収集システムの機能要件等の検討を行う。

<調査課題名>

International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) を活用した化学物質毒性データベース入力の作業強度と公開情報の活用効果の検証調査

<調査の概要>

「デジタル田園都市国家構想基本方針」等に基づき官民のオープンデータ化を一層推進することが求められている中、欧州食品安全機関（EFSA）や米国環境保護庁（EPA）における食品の安全性評価に関するデータについては、食品中の化学物質のリスク評価書だけでなく、毒性試験の結果についてもデータベースの形で既に公開されている。

我が国では、農薬等の毒性試験データは食品安全委員会（以下「委員会」という。）において専門家がリスク評価を行い、結果を評価書にまとめて公開をしているが、申請企業が提出するデータは、一定程度ルール化されているものの、提出形式は必ずしも統一されておらず、評価しやすい形にはなっていない。

一方、毒性評価結果やその根拠となるデータについて、令和5年度に、国内外のデータベースの状況等に関する知見の収集、委員会におけるデータベースの項目設定に向けた調査・検討を行った。

このうち、国内外のデータベースの状況等に関する知見の収集の結果、欧州においては欧州化学品庁（ECHA）が管理運営している International Uniform Chemical Information Database（以下「IUCLID」という。）というデータベースが、OECD Harmonised Templates (OHT) を実装し、規制当局と業界に共通のフォーマットを使用して化学物質に関する情報を管理しデータの利用・交換を容易にする一連のツールを提供することを目的としたプラットフォームとして構築されており、事実、EFSA に対する農薬申請も IUCLID を通じて行う義務が生じていることを確認した。

本調査は、今後、調査・検討を行ったデータベースの構築の方向性の検討を深化するため、食品健康影響評価書に記載された項目と IUCLID データベースの項目の比較、IUCLID を活用した化学物質毒性データベースにデータを入力する際の作業強度（入力に必要となる人日、作業能力など）を調査し、IUCLID の活用方策について検討することを目的とする。